学校安全の推進に関する計画

【令和２年３月２７日】

長沼町教育委員会

目　　次

Ⅰ　はじめに　・・・

Ⅰ　はじめに

学校は、児童や生徒（以下「児童等」という。）が集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、生きる力を育む学校という場において、児童等が生き生きと活動し、安全に学べるようにするためには、学校における安全確保が保障されていなければなりません。

また、児童等は守られるべき対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に育成していくことが求められます。

近年の自然災害の状況や交通事故、犯罪等の社会的な情勢は年々変化しており、新たな課題も次々と顕在化し、今後の深刻化も懸念されます。こうした状況を踏まえ、学校における組織的な安全管理の一層の充実を図ることや、安全で安心な学校施設を整備すること、児童等にいかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成する安全教育を推進することが不可欠です。

学校における安全教育は、児童等の生涯にわたる安全に関する資質・能力の基盤を培うものであることに加え、安全に関する資質・能力を身に付けた児童等が社会人となり、様々な場面で活躍することを通じて、社会全体の安全意識の向上や安全で安心な社会づくりに寄与することも期待されます。

こうしたことから、中長期的な視点で考えた場合、学校教育において安全に関する指導を行うことは、次代の安全文化を構築するという意義も担っています。

本計画は、安全な教育環境を整備する上での具体的な取組を示すものであり、教育委員会、学校、保護者、地域、関係機関がそれぞれの立場で役割を果たし、連携して取組むことで学校安全の向上の実現を目指すために策定するものです。

１　国・道の動き

(1) 平成24年４月　学校安全の推進に関する計画策定（文部科学省）

(2) 平成25年３月　学校における危機管理の手引き作成・配布（北海道教育委員会）

(3) 平成26年３月　学校安全推進資料（改訂版）発行（北海道教育委員会）

(4) 平成29年３月　第２次学校安全の推進に関する計画策定（文部科学省）

２　社会情勢

(1) 長沼町では、これまで学校管理下における児童等の死亡事故は発生していません。

(2) 2016年７月に相模原福祉施設で起きた無差別殺人事件の発生により、施設セキュリティーの再検証の必要性が高まっています。

(3) 東日本大震災による石巻市立大川小学校教員の津波避難過失事件の最高裁判決を受け、想定外の事象でも教職員は児童への安全配慮義務を負います。

(4) 通学時の事故が後を絶たない状況を受け、国及び都道府県が重点的に取組んでいます。

(5) 上記(2)から(4)を受け、学校保健安全法（以下「法」という。）第３条の規定に基づき、長沼町教育委員会として学校安全の推進に関する計画を策定する必要があります。

３　計画の概要

(1) 目的

町立小中学校における安全に係る取組について、統一的かつ効果的に推進するための計画を策定します。

(2) 期間

令和２年度から令和６年度（５年間）

※　法第３条第１項で「最新の知見及び事例をふまえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。」と規定されているため、毎年見直すこととします。また、国や道の計画更新にあわせて見直しを行います。

(3) 位置付け

法第３条第３項に規定されている「地方公共団体は、国が講ずる前項の

措置に準じた措置を講ずる」の措置として位置付けます。

長沼町の計画との関り

長沼町総合振興計画

↓

長沼町生涯学習推進計画（教育大綱）

↓

学校安全の推進に関する計画

４　学校安全を推進する施策

(1) 組織的取組の推進

①　教職員を中心とした組織的な学校安全対策の推進

組織的な学校安全対策の取組として、学校安全の中核となる教職員を育成するなど、学校の組織体制の在り方を検討します。

また、通学路の見守り活動として、スクール・ガードや保護者による活動を体系的に行えるよう取り組んでいきます。

②　学校安全計画の策定及び危機管理マニュアルの作成

危機に直面した時でも迅速かつ組織的に安全措置を講じることができるよう、各学校において学校安全の３領域（生活安全、交通安全、災害安全）に関する内容を盛り込んだ「危機管理マニュアル」を作成しておく必要があります。このため、各学校において施設設備の安全点検、安全指導、教職員の研修等の視点も盛り込んだ「学校安全計画」を策定し、計画に沿って学校安全に取組みます。

また、安全計画を効果的に実現するために、コミュニティ・スクール等を活用してＰＤＣＡサイクルを確立するよう努めます。

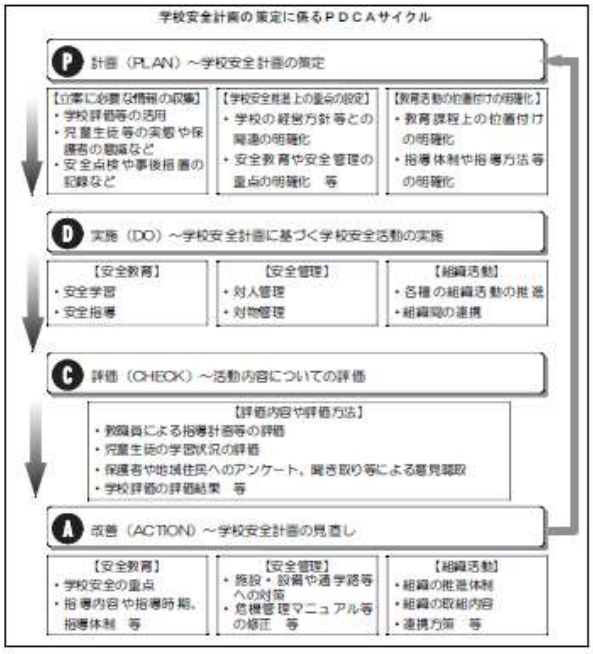

北海道教育委員会作成「学校安全推進資料」より

③　教職員の研修等の推進

教職員が学校安全に関する研修等を積極的に受講するよう取組みます。研修においては、体育・運動部活動における事故防止のための適切な指導方法、食物アレルギーをはじめとする健康課題等についても検討します。

【校内研修の例】

・　学期始めや学期末、月初めや月末などに、校内の事故統計、事故事例、安全点検の結果や日本スポーツ振興センター等の事故災害情報などにより、自校の安全に関する課題の整理、具体的な解決策を明確化。
・　危機管理マニュアルに基づく様々なケースに対応した訓練の実施。
・　ＡＥＤを含む心肺蘇生法などの応急手当の実習。
・　心のケアなどに関する演習・協議
・　児童生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程上の位置付け、教育内容、教材等に関する説明・協議

など

【外部の機関における研修の例】

・　文部科学省や教員研修センター、北海道教育委員会などが行う学校安全に関する研修
・　地域の総合防災訓練への参加
・　防火管理者研修
・　民間団体やＮＰＯ、災害ボランティアなどが主催する研修会や学習会

など

【児童生徒等や保護者との合同研修の例】

・　児童生徒等の引き渡しや避難所開設に関する演習
・　通学路安全マップや防災マップづくり
・　学校安全に関する施設・設備の見学
・　地域の安全に従事する人や災害を経験した人の体験談を聞く会の開催

など

⑵　安全教育の充実方策

①　系統的な安全教育の推進

各学校において、各教科等の安全に関する内容のつながりの整理に努め、安全教育を系統立てた教育課程の編成を検討します。また、安全教育の効果的な実施に向け、在り方を研究します。

② 効果的な教育手法の普及と充実

防災教育においては、防災訓練の他、危機回避能力等の育成につながる体験的な安全学習が有効であるので、各学校で積極的に取り入れます。

また、理科では、使用薬品の管理及び廃棄についても適切な措置をとるよう配慮します。

さらに、法令で決まっている火災避難訓練だけでなく、地震避難、洪水避難、暴風雪避難、不審者避難といった様々なシチュエーションを想定して取組みます。

③ 情報社会への対応

児童等をインターネット上の有害情報から守り、情報モラルを育成するために、学校、保護者、地域社会が一体となって取組みます。

また、各種ＳＮＳルール（学校ルール、家庭ルール）を推進します。

⑶ 学校施設・設備の整備充実

① 学校施設の安全対策

学校は、非常災害時には地域住民の避難場所ともなることから、学校施設の安全性の確保に努め、構造の耐震化だけでなく、想定される洪水対策や老朽化対策を講じます。

② 不審者対策の推進

学校は、不審者の侵入防止策として、出入管理を徹底し、防犯用品を使った防犯訓練を行うよう努めます。

⑷ ＰＤＣＡサイクルの確立を通じた事故等の防止

① 安全点検の実施

学校施設の安全点検は、学校独自で行うものに加えて、町や教育委員会で行う施設設備点検、専門業者による点検の機会も生かしながら進めます。

通学路の安全点検は、毎年、保護者の協力のもと点検を行い、危険個所についてはマップにまとめ、生活安全に関するものは所轄警察署や交番と、交通安全に関するものは道路管理者、交通管理者（所轄警察署）等の関係機関とそれぞれ協力して対策を講じます。

② 学校管理下における事故対応への取組

学校は、教職員に対して文部科学省が策定した「学校事故対応に関する指針」や、北海道教育委員会が策定した「学校安全推進資料（平成25年度改訂版）」等の周知に努め、学校管理下における事故等が発生した際

に適切な対応が行えるよう取組みます。

また、学校管理下の事故等の未然防止や被害軽減のため、研修や訓練等に取組みます。

さらに、学校管理下において事件・事故・災害等が発生した場合に備え、あらかじめ決めておいた「救急及び緊急連絡体制」に沿って、管理職のリーダーシップの下、全教職員が適切な役割を分担し、一丸となって対応できる体制を整備します。

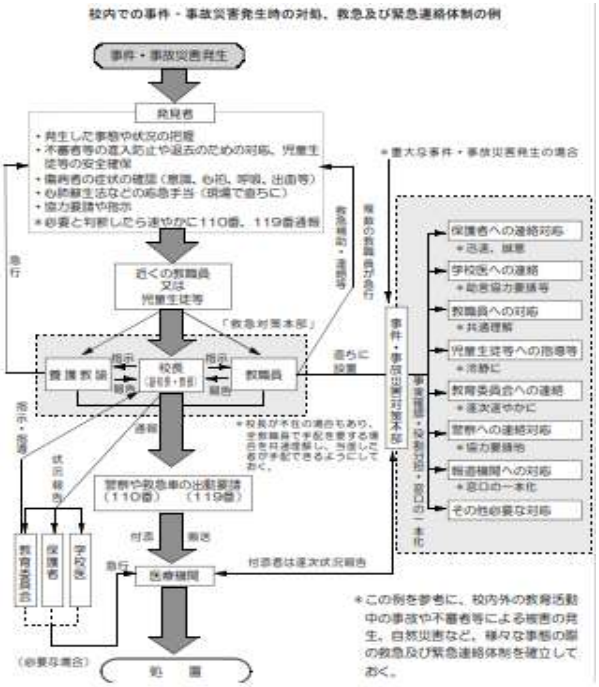

北海道教育委員会作成「学校安全推進資料」より

(5) 地域社会・家庭との連携の充実

① 地域社会との連携の推進

学校は、保護者や地域住民も参加した安全教育を進めるため、青少年育成町民会議やＰＴＡ、コミュニティ・スクール等の機能を活かして取組みます。

大規模な災害が発生した場合、一定期間、避難所運営への協力も必要になることから、町の防災担当や地域住民等と連携して避難所運営の方策について検討・整備を行っていきます。

② 緊急情報の共有

不審者や災害等の緊急情報については、緊急時一斉メール配信を活用して保護者に情報提供を図りながら、保護者と協力して学校安全の向上に取組みます。

Ⅱ　根拠法令等

１　学校保健安全法（平成21年4月1日施行）

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校をいう。

２　この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第３条　国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

３　地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

（地域の医療機関等との連携）

第１０条　学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

第３章　学校安全

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第２６条　学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設

置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第２９条第３項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第１項及び第２項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第２７条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第２８条　校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第２９条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

２　校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

３　学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第１０条の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

第３０条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生

徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第４章　雑則

（学校の設置者の事務の委任）

第３１条　学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。

２　学校保健安全法施行規則（平成21年4月1日施行）

第６章　安全点検等

（安全点検）

第２８条　法第２７条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期１回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

２　学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

（日常における環境の安全）

第２９条　学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

３　消防法施行令（避難訓練等を実施する根拠）

第１章　火災の予防

（防火管理者の責務）

第３条の２　防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

２　防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

４　学校事故対応に関する指針（平成28年3月31日文部科学省初等中等教育局長）

指針のポイント（概要）

１　事故発生の未然防止のための取組

・　教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し

・　安全教育の充実、安全管理の徹底

・　事故事例の共有（情報の集約・周知）、緊急時対応に関する体制整備

・　保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備

・　学校の設置者として必要な指導・助言の実施

２　事故発生後の取組（初期対応）

・　応急手当の実施

・　被害児童生徒等の保護者への連絡、児童生徒等への対応

・　学校の設置者等への事故報告、支援要請

【対象となる事故】　死亡事故及び治療に要する期間が30日以上の負傷疾病を伴う場合等重篤な事故

【報　　告　　先】　市区町村立学校（指定都市立学校を除く。）の事案の場合は、都道府県教育委員会に報告。死亡事故については、国まで報告する。

３　基本調査の実施

・　学校による基本調査の実施（教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から３日以内を目処に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告）

・　学校及び設置者は、調査着手から１週間以内を目安に、最初の説明を被害児童生徒等の保護者に実施

４　詳細調査への移行の判断

・　学校の設置者による詳細調査への移行の判断（被害児童生徒等の保護者の意向に十分配慮）

・　少なくとも以下の場合には詳細調査実施

①　教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合

②　被害児童生徒等の保護者の要望がある場合

③　その他必要な場合

・　学校の設置者による中立的な立場の外部専門家等調査委員会の設置及び実施

５　再発防止策の策定・実施

・　学校及び学校の設置者は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況を、適時適切に点検・評価を実施する。

６　被害児童生徒等の保護者への支援

・　被害児童生徒等の保護者への丁寧な説明、継続的なサポート

・　児童生徒等、被害児童生徒等の保護者、教職員に対する心のケア

・　災害共済給付の請求

・　コーディネーターによる事故対応支援（コーディネーター役は、事故対応の知見を有する都道府県又は市区町村の職員又は事故対応に精通した学識経験者が想定される。）

５　第２次学校安全の推進に関する計画（平成29年3月31日文部科学省初等中等教育局長）

第２次学校安全の推進に関する計画とは、これまでの国の取組の検証や社会情勢の変化等を踏まえ、新たな５年間（平成29年度から平成33年度まで）における施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしたもの。

計画のポイント（概要）

１　目指すべき姿

⑴ 全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。

⑵ 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを目指すとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを目指す。

２　推進方策

⑴ 学校安全に関する組織的取組の推進

全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心として、組織的な取組を的確に行えるような体制を構築するとともに、全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付ける。

【具体的取組】

・　学校における人的体制の整備

・　学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・検証の徹底
・　学校安全に関する教職員の研修及び教員養成の充実

⑵ 安全に関する教育の充実方策

全ての学校において、学校安全計画に安全教育の目標を位置付け、これに基づいて、カリキュラム・マネジメントの確立と主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善により、系統的・体系的で実践的な安全教育を実施する。

【具体的取組】
・　「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育の推進
・　優れた取組の普及を通じた指導の改善・充実
・　現代的課題への対応

⑶ 学校の施設及び設備の整備充実

安全対策の観点からの老朽化対策を推進するとともに、私立学校における構造体の耐震化の完了に向けて、早急に対策を実施する。

【具体的取組】
・　学校施設の安全性の確保のための整備
・　非常時の安全に関わる設備の整備充実

⑷ 学校安全に関するPDCAサイクルの確立を通じた事故等の防止

全ての学校において、外部の専門家や関係機関と連携した安全点検を徹底するとともに、事故等の未然防止や発生後の調査・検証、再発防止のための取組の改善・充実を一連のサイクル（PDCAサイクル）として実施する。

【具体的取組】
・　学校における安全点検
・　学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等

⑸ 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

全ての学校において、保護者や地域住民、関係機関との連携・協働に係る体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ、学校安全に取り組む。

【具体的取組】
・　家庭、地域との連携・協働の推進
・　関係機関との連携による安全対策の推進

６　小学校学習指導要領（平成29年告示）

１　第１章　総則　第１、２、(3)

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

７　中学校学習指導要領（平成29年告示）

１　第１章　総則　第１、２、(3)

学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

参考資料

学校安全計画全体計画例（小学校）

安全教育に関する法令等

○学習指導要領総則第１章の３
「安全に関する指導」
○学校保健安全法
「学校安全計画」の策定
○北海道地域防災計画
平成２５年５月
○北海道教育推進計画改訂版
施策項目19「安全教育の充実」
○長沼町地域防災計画
平成３１年４月

学校の教育目標

○何事にも、自ら考え判断し、責任をもって行動できる子
○自他の命を大切にする子
○自ら進んで、健康と安全の保持増進に努力する子

安全教育の目標

児童の危機回避能力や行動選択能力の向上等を目指し、地域社会の中で自他の安全に目を向け、交通のマナーなど他人への心配りもできる資質や能力を育てる。

学校の現状等

○毎年、学校周辺の不審者情報が数件寄せられる。
○保護者は安全・安心な学校生活への期待が高い。
○児童の大半は徒歩による通学だが、自転車による通学が５%、スクールバスが20%いる。
○地域は内陸に位置しており、標高が低く、大きな川が横断している。

目指す児童像

○身の回りにある危険を予測し、主体的に自己の危険を回避できる児童
○身の回りの人と協力し、安全の維持・向上に努力できる児童

育てようとする資質・能力等

○安全に関する理解を深め、状況に応じた適切な危険回避の意思決定と自らの身を守るために行動選択する力
○地域の行事に積極的に参加しふれあいを大事にする態度

安全教育の目標を実現するための基本方針

○各教科、総合的な学習の時間、学級活動、学校行事等の教育活動全体を通して、児童が自ら安全に関する課題を把握し、その解決を考え、実行することができる活動を基本に推進する。
○防犯教室・防犯訓練、参加体験型の交通安全教室など、体験的な活動を効果的に取り入れた安全教育を展開し、危険を予測し回避する能力を高める。

安全学習及び安全指導の指導方針等

生活安全

○家庭や地域で起こる犯罪や危険について理解し、事件・事故に巻き込まれない行動ができることを重視する。
○校内で不審者に対する適切な対処方法や行動ができるようにする。
・　防犯教室及び防犯訓練
・　登下校時の安全指導
・　長期休業期間中における生活指導

交通安全

○地域で展開される交通安全活動を知り、課題意識をもち参加する意識を高める。
○歩行時や自転車の安全利用とマナー指導に重点的に取り組む。
・　交通安全教室
・　児童集会や学級におけるマナー指導

災害安全

○地震・洪水災害を中心に指導し、適切な行動ができるようにする。
○災害発生時における避難の仕方等を理解するとともに、災害ボランティア活動に対する興味・関心を高める。
・　様々な状況を想定した複数回の避難訓練
・　近隣校との合同避難訓練
・　地域の防災訓練へのボランティア参加

各学年の指導方法

【低学年】安全に関する基本的な知識を得る。地域の方々との交流を通して、地域社会の一員としての自覚をもたせる。
【中学年】安全に関する知識を活用する。地域社会で自他の安全を意識した行動ができるようにする。
【高学年】安全に関する知識や体験を日常の中で深める。地域社会の中で、自他の安全や他人への配慮もできるようにする。

関連教科等

【関連教科（生活科、社会科、理科、体育、道徳）】学習活動における事故防止の指導や緊急時の約束の確認を徹底する。
【朝の会、帰りの会、給食】日常的な安全指導を行い、安全・安心に学校生活を送る生活態度を育成する。
【委員会活動、児童会活動】自他共に安全・安心な行動がとれるように、委員会の特色に応じた安全指導を徹底する。

安全管理との関連

対人管理

○学校生活のルールの遵守を徹底する。
○教職員による児童の行動観察により、心身の健康状態の把握に努め、養護教諭との連携を深める。

対物管理

【定期点検】チェックリスト表に基づき、防火・防災・防犯設備、体育施設や薬品管理について学期に１回実施する。
【日常点検】事故防止の観点から授業や学校行事等の際は、事前の安全点検を徹底する。

事件・事故詐害発生時の危機管理

○避難訓練等を通じて、危機管理マニュアルを検証し、見直しを図る。
○災害発生時における保護者との連絡手段及び児童の引き渡し方法の確立
○関係機関との緊密な連携体制の構築

組織活動との連携

校内研修

○４月：学校安全計画及び危機管理マニュアルの改正について
○９月：外部講師（警察署職員等）
○１月：避難所運営の支援について

組織による評価

○学校評価（１次評価）
７月、１１月に実施
○学校安全委員会における評価（２次評価）
８月、１月に実施

家庭・地域・関係機関との連携

○警察署、スクールガード連携による防犯教室、防犯訓練、校内研修
○ＰＴＡを通じての啓発活動
○気象台、町防災担当部署との連携

※　月別の指導計画は、別葉で作成する。

令和〇年度学校安全計画例（小学校）　　※学級活動の欄　　◎…１単位時間程度の指導
●…短い時間の指導

項目＼月				4	5	6	7・8	9
月の重点				通学路を正しく歩こう	安全に休み時間を過ごそう	校外で安全な生活をしよう	自転車のきまりを守ろう	けがをしないように運動しよう
道徳				規則尊重	生命の尊重	思いやり・親切	勤勉努力	明朗誠実
安全教育	安全学習	生活		・地域めぐり時の交通安全	・野外観察時の交通安全 ・移植ベラ、スコップの使い方	・公園までの交通安全	・虫探し、まち探検時の交通安全	・はさみの使い方
		理科		・野外観察時の交通安全 ・アルコールランプ、虫めがね、移植ごての使い方	・カバーガラス、スライドガラス、フラスコの使い方	・スコップ、ナイフの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ビーカーの使い方	・観察中の安全 ・フラスコ、ガラス管の使い方
		社会						
		図工		・はさみ、カッターナイフ、絵の具、接着剤の安全な使い方	・写生場所の安全 ・コンパスの安全な使い方	・糸のこぎり、小刀、金槌、くぎ抜きの使い方	・木づち、ゴム、電動のこ、ニスの使い方	・作品の安全な操作
		家庭		・針、はさみの使い方	・アイロンのかけ方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装
		体育		・固定施設の使い方 ・運動する場の安全確認	・集団演技、行動時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全	・持久走時の安全	・鉄棒運動時の安全
		総合的な学習の時間		〈活動例〉「〇〇大好き～町たんけん」（３年生）、「交通安全ポスターづくり」（４年生）				
	安全指導	学級活動	低学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な給食配膳 ●子ども110番の家	●休み時間の約束 ◎防犯避難訓練の参加の仕方 ●遠足時の安全 ●運動時の約束	●雨天時の約束 ◎プールの約束 ●不審者から身を守る	●夏休みの約束 ◎自転車乗車時の約束 ●落雷の危険	◎校庭や屋上の使い方のきまり ●運動時の約束
			中学年	●通学路の確認 ●危険な場所 ◎安全な登下校 ●安全な清掃活動	●休み時間の安全 ◎防犯避難訓練への積極的な参加 ●遠足時の安全 ●運動時の約束 ◎防犯教室（３年）	●雨天時の安全な過ごし方 ◎安全なプールの利用の仕方 ●防犯にかかわる人たち	●夏休みの安全な過ごし方 ●自転車乗車時のきまり ●落雷の危険	●運動時の安全な服装 ◎校庭や屋上の使い方のきまり
			高学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●交通事故から身を守る ◎身の回りの犯罪 ●安全な委員会活動	●休み時間の事故とけが ◎防犯避難訓練の意義 ●交通機関利用時の安全 ●運動時の事故とけが	●雨天時の事故とけが ◎救急法と着衣水泳 ●自分自身で身を守る ◎防犯教室（４、５、６年）	●自転車の点検と整備の仕方 ●夏休みの事故と防止策 ●落雷の危険	●運動時の事故とけが ◎校庭や屋上で起こる事故の防止策
		児童会活動		・１年生を迎える会 ・クラブ活動 ・委員会活動開始			・児童集会	
		主な学校行事等		・入学式 ・健康診断 ・春の交通安全運動	・防犯避難訓練 ・運動会 ・遠足	・自然教室 ・プール開き		・防災引き渡し訓練 ・秋の交通安全運動 ・防災避難訓練（地震）
安全管理	対人管理			・安全な通学の仕方 ・固定施設遊具の安全な使い方	・安全のきまりの設定	・プールでの安全のきまりの確認 ・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・自転車乗車時のきまり、点検・整備 ・校舎内での安全な過ごし方	・校庭や屋上での安全な過ごし方
	対物管理			・通学路の安全確認 ・安全点検年間計画の確認（点検方法等研修含む）	・諸設備の点検及び整備	・学校環境の安全点検及び整備	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・校庭や屋上など校舎外の整備
学校安全に関する組織活動（研修含む）				・登下校時、春の交通安全運動期間の教職員、保護者の街頭指導 ・遊具等の安全点検方法等に関する研修 ・通学路の状況と安全指導に関する研修	・校外における児童の安全行動把握、情報交換 ・熱中症予防に関する研修	・地域ぐるみの学校安全推進委員会 ・学区内危険個所点検 ・防犯に関する研修（緊急時の校内連絡体制、マニュアルの点検） ・心肺蘇生法（ＡＥＤ）研修（ＰＴＡ含む）	・地域パトロール	・登下校時、秋の交通安全運動期間の教職員、保護者の街頭指導 ・防災に関する研修（訓練時）

長沼町立　長沼小学校

１０	１１	１２	１	２	３
乗り物の乗り降りに気を付けよう	けがをしないように運動をしよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	道路標識を守ろう	安全な生活ができるようにしよう
思いやり親切	家庭愛	勇気	勤勉努力	節度節制	愛校心
・たけひご、つまようじの使い方	・郵便局見学時の安全	・はさみ、ステープラーの使い方	・はさみの使い方	・昔遊びの安全な行い方	・移植ごての使い方
・太陽観察時の注意	・ポリ袋、ゴム風船の使い方	・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・スコップ、ナイフの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ビーカーの使い方	・観察中の安全 ・フラスコ、ガラス管の使い方
関東大震災（６年）			私たちの国土（台風）（５年）		くらしを守る（災害が起きて）（３・４年）
・彫刻刀の管理の仕方と使い方	・水性ニスの取扱い方	・竹ひご、細木の使い方	・糸のこぎり、小刀、金槌、釘抜きの使い方	・木槌、ゴム、糸のこぎり、ニスの使い方	・作品の安全な操作
・熱湯の安全な取扱い方	・ミシンの使い方	・油の安全な取扱い方	食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装
・用具操作の安全	・けがの防止（保健）	・ボール運動時の安全	・スキーの安全	・跳躍運動時の安全	・器械運動時の安全
「安全マップづくり」（５年）、「社会の一員として活動しよう」（６年）					
◎乗り物の安全な乗り降りの仕方 ●廊下の安全な歩行の仕方	◎防犯教室 ●安全な登下校	●安全な服装 ◎冬休みの安全な過ごし方	◎「おかしも」の約束 ●危ないものを見つけたとき	◎身近な道路標識 ●暖房器具の安全な使い方	●１年間の反省 ◎けがをしないために
◎車内での安全な過ごし方 ●校庭・遊具の安全な遊び方	●安全な登下校 ◎校庭や屋上の使い方のきまり	●凍結路の安全な歩き方 ◎冬休みの安全な過ごし方	●「おかしも」の約束 ◎安全な身支度	◎自転車に関係のある道路標識 ●暖房器具の安全な使い方	●１年間の反省 ◎けがをしやすい時間と場所
◎乗車時の事故とけが ●校庭・遊具の安全点検	●安全な登下校 ◎校庭や屋上で起こる事故の防止策	●凍結路の安全な歩き方 ◎冬休み中の事故やけが	◎災害時の携行品 ●安全な身支度、衣服の調整	◎交通ルール ●暖房器具の安全な使い方	●１年間の反省 ◎けがの種類と応急処置
		・児童集会			
・地区運動会 ・収穫祭と子ども祭り	・修学旅行 ・防災避難訓練（火災）			・学校安全集会	・卒業式
・校外学習時の道路の歩き方 ・バスの安全な待ち方と乗降の仕方	・安全な登下校	・凍結路や雪道の歩き方	・災害時の身の安全の守り方	・道路標識の種類と意味	・１年間の評価と反省
・駅、バス停周辺の安全確認	・通学路の確認	・校内危険個所の点検	・防災用具の点検、整備	校区内の安全施設の確認	・通学路の安全確認 ・安全点検の評価 ・反省
・学校安全委員会（学校保健委員会）	・地域教育会議 ・防災に関する研修（訓練時）	・年末年始の交通安全運動の啓発 ・応急手当（止血等）	・地域パトロール	・学校安全委員会（学校保健委員会）	・地域ぐるみの学校安全推進委員会 ・校内事故発生状況と安全措置に関する研修

令和〇年度学校安全計画例（中学校）　　※学級活動の欄　　◎…１単位時間程度の指導
●…短い時間の指導

項目＼月				4	5	6	7・8	9
月の重点				安全な登下校をしよう	体育祭を安全にやりぬこう	校外生活を安全に過ごそう	健康と安全に気を付けよう	災害に備えた生活をしよう
道徳				生命の尊さ	集団の意義	自主自立	法の遵守	奉仕
安全教育	安全学習	社会		・世界と比べた日本の地域的特色（自然災害と防災への努力）				
		理科		・理科室における一般的注意 ・実験時の危険防止とふさわしい服装	・薬品やガラス器具の使い方 ・加熱器具の使い方 ・備品の点検整備		・薬品検査	・自主研究の実験上の注意 ・電気についての知識
		美術		・美術室における一般的注意	・備品の点検整備	・彫刻刀の正しい使い方	・ニードル等の道具の使用の注意 ・備品検査	・版画用プレス機の使い方
		体育分野		・集団行動様式の徹底 ・施錠や用具の使い方	・自己の体力を知る ・集団行動と協力性 ・備品の点検整備 ・新体力テストの行いと測定の仕方	・水泳の事故防止について（自己健康管理）		・陸上運動の適切な場所の使い方と測定の仕方
		保健分野		・心身の機能の発達と心の健康（１年）	・傷害の防止（２年）		・生活行動 ・生活習慣と健康（３年）	・自然災害（全学年）
		技術・家庭 ※「栽培」を行う場合は、農薬の扱いに注意する		・施設設備の使用上の注意 ・作業場所の確保と危険回避	・金属材料の性質と切断 ・日常での木製品の利用	・工作加工機械や工具の安全や点検	・切断切削加工時の安全 ・備品の点検整備	・工作機械の安全な利用
				・実習室の使用上の注意と食についての一般的な注意	・ガスコンロの使い方・換気について ・ゴム管の点検	・調理実習における注意 ・日常食の調理	・備品の点検整備	・電気の安全な利用 ・食生活と健康
		総合的な学習の時間（安全）		〈活動例〉「我が町の交通安全対策調査」「地域安全マップづくり」「災害と町づくり」など				
	安全指導	学級活動	第1学年	●中学生になって ◎自転車の安全な乗り方 ●通学路の確認 ●部活動での安全 ◎犯罪被害での防止や通報の仕方	●体育祭の取組と安全 ◎災害時の安全な避難の仕方と日常の備え ●清掃方法を確認しよう	●雨天時の校舎内での過ごし方 ●校内での事故と安全な生活 ◎水泳、水の事故と安全	●落雷の危険や風水害 ●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全（防犯）	◎地震の危険 ●町体育大会と安全
			第2学年	●通学路の確認 ●自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	●体育祭の取組と安全 ◎交通事故の防止を考えよう	●雨天時の校舎内での過ごし方 ●校内での事故と安全な生活 ◎水泳、水の事故と安全	●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全（防犯） ●中体連大会と安全	◎地震の危険と避難 ●町体育大会と安全
			第3学年	◎犯罪被害の防止や通報の仕方 ●登下校の安全 ●自分でできる安全点検	●体育祭準備 ◎心の安定と事故	◎水泳、水の事故と安全 ●修学旅行と安全	●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全（防犯） ●中体連大会と安全	◎地震の危険と避難 ●町体育大会と安全
		生徒会活動		・部活動紹介	・体育祭 ・校内安全点検活動	・生徒総会 ・中体連壮行会	・球技大会	
		主な学校行事等		・入学式 ・健康診断 ・学校説明会 ・交通安全運動	・新体力テスト ・体育祭 ・防災避難訓練	・修学旅行 ・防災避難訓練（火災） ・心肺蘇生法講習会 ・合唱コンクール	・夏の交通安全運動	・防災訓練（地震） ・秋の交通安全運動
安全管理	対人管理			・通学方法の決定 ・安全に関するきまりの設定	・身体の安全について及びけがの予防	・校舎内の安全な過ごし方 ・プールにおける安全管理について	・自分でできる点検ポイントについて ・救急体制の見直し ・夏季休業中の部活動での安全と対応	・身体の安全及びけがの予防
	対物管理			・通学路の確認 ・安全点検年間計画の確認（点検方法等研修含む）	・運動場など校舎外の整備	・学校環境の安全点検及び整備（階段、廊下、プール）	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・諸設備の点検及び整備
学校安全に関する組織活動（研修含む）				・春の交通安全運動時の啓発活動 ・教職員・保護者の街頭指導 ・危機管理体制に関する研修	・校外における生徒の安全行動把握、情報交換 ・熱中症に関する研修	・地域学校安全委員会（学校保健委員会） ・学区危険個所点検 ・心肺蘇生法（ＡＥＤ）研修	・地域パトロール ・学校が避難所になった場合の町職員や自主防災組織との話し合い ・防犯に関する研修（マニュアルの確認等）	・防災の日 ・秋の交通安全運動の啓発と街頭指導 ・防災に関する研修（避難訓練）

１０	１１	１２	１	２	３
交通法規を理解し守ろう	危険を予測し安全な生活をしよう	自ら健康を維持していこう	事故災害から身を守り、適切な行動をしよう	事故の原因について学ぼう	安全な生活ができるようにしよう
友情の尊さ	社会連帯	郷土愛	人間愛	生命の尊重	社会への奉仕
・日本の諸地域（地域の自然災害に応じた防災対策）			・地域観察時の安全		
・電気器具の使い方	・力学関係の実験器具の使い方	・薬品検査 ・理科室と準備室の整備	・地震発生のメカニズムと震度 ・火山活動の様子とマグマの性質	・天気の変化 ・日本の気象	・自然の恵みと災害 ・備品点検、薬品点検（台帳管理）
・小型ナイフの使い方	・打ち出しの用具の使い方	・塗装の際の一般的注意	・カッター、はさみ、コンパス等の使用上の注意	・絵の具、用具の保管、管理の指導	・教室での一般的諸注意 ・器具、用具点検
・器械運動における段階的な練習と適切な補助の仕方	・長距離走における健康把握と個人の体力にあったペース配分	・武道における場所、用具の適切な使い方と手入れ（禁じ技など）	・サッカーにおける適切な用具、場所の使い方（ゴールの運搬や固定の仕方等）、ルールやマナーの徹底、ゲームの安全	・バスケットボールにおける適切な用具、場所の使い方、ルールやマナーの徹底、ゲームの安全	・器具用具の点検 ・備品整理
・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康（３年）			・感染症の予防（３年）		
・塗装時の換気と火気	・暖房と換気について ・床に落ちているものの危険性	・電気機器の利用と安全 ・はんだ付けによる火傷の注意	・工作機械の安全な利用 ・電子機器の利用と安全	・作業場所の確保と危険の回避	・器具点検整備 ・備品検査（台帳管理）
・器具点検整備 ・備品検査（台帳管理）	・幼児や高齢者等との交流についての一般的な注意	・衣服政策についての一般的な注意 ・備品の点検整備	・アイロン、ミシンの適切な使い方	・備品の点検整備	・備品検査
●文化祭の準備と安全 ◎交通法規の意義と安全	●自分の健康チェック（持久走大会と安全）	●冬休みの生活設計と安全 ●火気の注意 ◎災害への備えと協力（地域の一員として）	●自転車の安全で正しい乗り方 ◎交通事故の加害と被害 ●ボランティア活動の意義の理解と参加	●施設の安全な利用 ◎降雪時の安全 ●けがの発生状況とその防止	●１年間の反省 ●球技大会や３年生を送る会での安全
◎部活動の安全とリーダーの役割 ●文化祭の準備と安全	●自分の健康チェック（持久走大会と安全）	●冬休みの生活設計と安全 ●火気の注意 ◎災害への備えと協力（地域の一員として）	◎交通事故の加害と被害 ●ボランティア活動の意義の理解と参加	◎降雪時の安全 ●けがの発生状況とその防止	●１年間の反省 ●球技大会や３年生を送る会での安全
◎交通事故の原因と事故の特性	●自分の健康チェック（持久走大会と安全）	●冬休みの生活設計と安全 ●火気の注意 ◎災害への備えと協力（地域の一員として）	◎交通事故の加害と被害 ●ボランティア活動の意義の理解と参加	◎降雪時の安全 ●けがの発生状況とその防止	●１年間の反省 ●球技大会や３年生を送る会での安全 ●学校、教室環境の整備修繕（奉仕活動）
・文化祭準備 ・町総体壮行会	・町駅伝大会壮行会		・ボランティア活動等の社会参加	・生徒総会	・球技大会 ・３年生を送る会
・文化祭	・持久走大会		・防災避難訓練と防災学習	・自然教室	・卒業式
・文化祭の準備と安全	・携帯電話、パソコンの安全な使い方	・避難時の約束について	・自転車の正しい乗り方と危険防止	・施設設備等の安全な使い方について	・１年間の人的管理の評価と反省
・学校環境の安全点検及び整備（体育館）	・避難経路の確認 ・防火設備 ・用具の点検整備	・避難所として開放する教室等の点検	・学校環境の安全点検整備（通学路）	・学校環境の安全点検整備（備品）	・１年間の学校環境安全点検の評価と反省
・地域学校安全委員会（学校保健委員会） ・校内の点検	・通学路点検 ・自転車の安全な利用に関する研修（指導方法）	・地域防災訓練の啓発 ・年末年始の交通安全運動の啓発	・防災の啓発活動 ・応急手当と緊急時校内連絡体制	・地域学校安全委員会（学校保健委員会）	・地域交通安全パトロール ・校内事故発生状況と安全措置に関する研修

学級活動等における安全指導の目標・内容例（小学校）

生活安全

区分	目標	小項目	内容（小学校）
各教科・総合的な学習の時間における安全	各教科・総合的な学習の時間における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全確保の方法等について理解し、安全に学習できるようにする	施設・設備と学習用具の安全	低　施設・設備や学習用具の正しい使い方 中　事故の起こりやすい施設・設備や学習用具の安全な使い方 高　施設・設備や学習用具による事故の現状とその原因
		施設・設備と学習用具の点検と整備	低　施設・設備や学習用具の安全な確かめ方 中　施設・設備や学習用具の使用前と使用後の安全点検の仕方 高　施設・設備や学習用具の安全点検と整備の仕方
		運動や実習・実験・校外学習のときの安全	低　体育科・生活科学習時の安全 中　理科実験・校外学習時の安全 高　図画工作・家庭科学習時の安全
児童（生徒）会活動等の安全	児童（生徒）会活動やクラブ活動等における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする	児童（生徒）会活動の安全	高　体育的な活動や文化的な活動で起こりやすい事故と安全な行動の仕方
		クラブ活動等の安全	中　安全なクラブ活動の仕方 高　事故発生時の通報と安全な行動の仕方
		活動計画の立て方と活動の安全	高　安全に関する児童会活動の推進
学校行事における安全	学校行事等における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする	運動会、校内競技大会等の安全	低　運動会の安全な参加の仕方 中　水泳大会の安全な参加の仕方 高　運動会、水泳大会等の事故とその原因
		遠足・旅行・集団宿泊時の事故とその防止	高　遠足・集団宿泊時行事等のときの安全な行事の仕方と事故・災害が起きたときの行動の仕方
		交通機関の安全な利用と自由時間の事故の防止	低　バスや電車の安全な乗車の仕方 中　自由行動時の約束と安全な行動の仕方 高　自由行動時に起こりやすい事故の危険と安全な行動の仕方
		勤労生産・奉仕的な活動等の安全	低　奉仕的な活動時の安全な行動の仕方 中　勤労・生産的な活動時の安全な行動の仕方 高　勤労・生産的な活動時に起こる事故とその防止
		服装や健康の状態と事故の防止	低　正しい服装の整え方 中　適切な服装の選び方 高　健康の状態の不安定にかかわって起こる事故
始業前や放課後等休憩時間、清掃活動の安全	始業前や放課後等休憩時間、清掃活動等作業時における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする	学校施設に基づく事故の原因と安全な行動	低　学校施設での安全な行動の仕方 中　施設・設備の安全な利用の仕方 高　学校施設で起こる事故とその原因
		学校生活での事故と安全な行動	低　廊下・階段歩行等学校生活の中での安全なきまり 中　休憩時間中の安全な行動の仕方 高　学校生活で起こる事故とその原因
		清掃活動の安全	低　清掃用具の安全な使用の仕方 中　安全な清掃作業の仕方 高　清掃や大掃除のときに起こる事故とその原因
		給食時の安全	低　給食の安全な運搬の仕方 中　熱いものの配膳の仕方 高　給食時に起こる事故とその原因
登下校や家庭生活の安全	登下校のときに起こる事故や家庭の内外で起こる事故について理解し、安全な行動ができるようにする	登下校時に起こる事故、犯罪被害とその防止	低　通学路を守った安全な登下校の仕方 中　危険な行動、寄り道、遊び等での事故、犯罪被害 高　登下校の心身の状態と事故、犯罪被害
		家庭の内外で起こる事故、犯罪被害とその防止	低　英や家の周辺での安全な行動の仕方 中　家や家の周辺で起こる事故、犯罪被害と安全な行動の仕方 高　家や遊び場で起こる事故、犯罪被害の原因と安全な行動の仕方
野外活動等の安全	野外活動で起こる事故について理解し、安全に行動できるようにする	水泳、登山、スキー、水辺活動等の事故と安全な行動	低　水泳、スキー等の安全なきまり 中　水泳、登山、スキー等の安全な活動の仕方 高　野外での運動、自然教室等における危険と安全な行動の仕方
事件・事故災害発生時の安全・応急手当	事件・事故災害発生時の避難や通報の仕方、簡単な応急手当の仕方について理解し、適切に行動ができるようにする	不審者侵入時の対応	低　安全な避難の仕方 中　安全な避難の仕方と教職員への通報 高　安全な避難の仕方と教職員への通報
		けが人に対する介助の仕方	中　けが人の通報の仕方 高　けがの種類と介助の仕方
		けがの応急手当の仕方と措置	中　簡単な応急手当の仕方 高　けがの種類と応急手当の仕方
		熱中症・大気汚染物質発生等の措置と応急手当の仕方	中　熱中症等の症状と応急手当の仕方 高　大気汚染物質発生時の連絡方法と手当の仕方
地域や社会生活での安全	地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動ができるようにする	地域での犯罪被害の現状と安全な行動	低　誘拐に遭わないために 中　誘拐の起こりやすい場所と時間 高　身の回りでの犯罪の現状と安全な行動
		地域での犯罪被害の防止に関する活動や対策	低　遊び場やその行き帰りでの安全 中　安全な生活の仕方 高　防犯対策の理解と安全な生活の仕方
		地域・社会生活の安全に関する機関や団体の活動	低　安全を守ってくれる人々 中　安全を守ってくれる機関や団体の仕組み 高　安全を守ってくれる機関や団体の理解と協力
		地域・社会における自分たちの責任と役割	低　犯罪防止のための人々 中　犯罪防止のための人々の役割 高　犯罪防止のための人々についての理解と自分たちの役割

学級活動等における安全指導の目標・内容例（中学校）

生活安全

区分	目標	小項目	内容（中学校）
各教科・総合的な学習の時間における安全	各教科・総合的な学習の時間における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全確保の方法等について理解し、安全に学習できるようにする	施設・設備と学習用具の安全	施設・設備や学習用具による事故とその原因 事故の起こりやすい施設・設備と安全な使い方 事故の起こりやすい学習用具と安全な使い方
		施設・設備と学習用具の点検と整備	施設・設備の使用前と使用後の安全点検の仕方 学習用具の使用前と使用後の安全点検の仕方 施設・設備や学習用具の整備や整理・整とんの仕方
		運動や実習・実験・校外学習のときの安全	体育学習時の安全と美術科、技術・家庭科の実習時の安全 理科の実験時の安全 野外・校外学習時の安全（交通・防災・動植物等）
児童（生徒）会活動等の安全	児童（生徒）会活動やクラブ活動等における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする	児童（生徒）会活動の安全	体育的な活動や文化的な活動で起こりやすい事故と安全な行動の仕方 ボランティア活動で起こりやすい事故と安全な行動の仕方
		クラブ活動等の安全	部活動で起こる事故の現状、原因、防止のための安全な行動の仕方 事故発生時の通報、応急手当の仕方
		活動計画の立て方と活動の安全	活動の特質に応じた安全の配慮事項 安全に配慮した体育的な活動の計画と活動の仕方 安全に関する生徒会活動の推進
学校行事における安全	学校行事等における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする	運動会、校内競技大会等の安全	運動会、校内競技会等の種目別の事故の現状とその原因 種目ごとの安全な参加の仕方 事故発生時の通報、応急手当の仕方 安全に関する生徒会活動の推進
		遠足・旅行・集団宿泊時の事故とその防止	旅行・集団宿泊的行事等で起こる事故の現状とその原因 旅行、見学等のときの安全な行動の仕方と事故災害が起きたときの行動の仕方 旅行・集団宿泊的行事等のときの安全な行動の仕方と事故災害が起きたときの行動の仕方
		交通機関の安全な利用と自由時間の事故の防止	交通機関利用時の事故とその防止 自由行動時に起こりやすい事故の危険と安全な行動
		勤労生産・奉仕的な活動等の安全	勤労生産的な活動時に起こる事故とその防止 奉仕的な活動時に起こる事故とその防止
		服装や健康の状態と事故の防止	服装や持ち物等にかかわって起こる事故とその防止 健康の状態の不安定にかかわって起こる事故とその防止
始業前や放課後等休憩時間、清掃活動の安全	始業前や放課後等休憩時間、清掃活動等作業時における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする	学校施設に基づく事故の原因と安全な行動	学校施設での事故とその原因 施設・設備の安全な利用 施設・設備の点検・整備
		学校生活での事故と安全な行動	始業前等休憩時間中に廊下・階段・窓等で起こる事故とその原因 始業前や放課後等休憩時間中の校舎内外での安全な行動の仕方
		清掃活動の安全	日常の清掃活動や大掃除等で起こる事故の現状とその原因 日常の清掃活動の安全な作業の仕方 大掃除や校内美化活動の安全な作業の仕方
		給食時の安全	給食に関する事故の現状とその原因 安全に注意した配膳・片付けの仕方
登下校や家庭生活の安全	登下校のときに起こる事故や家庭の内外で起こる事故について理解し、安全な行動ができるようにする	登下校時に起こる事故、犯罪被害とその防止	環境が不安定のときの事故、犯罪被害 登下校時の心身の状態と事故、犯罪被害 危険な行動、遊び等での事故、犯罪被害
		家庭の内外で起こる事故、犯罪被害とその防止	電気、ガス、灯油等家庭内の危険物の種類とその取扱い 家庭内の安全点検 日常の活動場所や登下校時の通学路の危険個所の確認
野外活動等の安全	野外活動で起こる事故について理解し、安全に行動できるようにする	水泳、登山、スキー、水辺活動等の事故と安全な行動	水泳などによる事故の状況と安全の心得 登山、キャンプ等による事故の状況と安全の心得 スキー、スケート等による事故の原因と事故防止の心得 その他野外での運動等における危険と安全な行動の仕方
事件・事故災害発生時の安全・応急手当	事件・事故災害発生時の避難や通報の仕方、簡単な応急手当の仕方について理解し、適切に行動ができるようにする	不審者侵入時の対応	様々な場面に応じた避難の仕方と教職員への通報
		けが人に対する介助の仕方	けが人の介助の仕方と通報の仕方
		けがの応急手当の仕方と措置	止血法、心肺蘇生法等の応急手当の方法と実際
		熱中症・大気汚染物質発生等の措置と応急手当の仕方	熱中症等の症状と応急手当の仕方 大気汚染物質発生時の連絡方法と手当の仕方
地域や社会生活での安全	地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動ができるようにする	地域での犯罪被害の現状と安全な行動	誘拐等犯罪が起こりやすい時間帯・場所・手口 被害に遭った場合の通報等適切な行動 被害に遭わない日ごろからの心構え
		地域での犯罪被害の防止に関する活動や対策	自治会など地域の犯罪防止活動の様子 防犯対策の理解と安全な生活の仕方 地域の活動への参加・協力
		地域・社会生活の安全に関する機関や団体の活動	国や地方公共団体の仕組みと施策 地域の関係機関や関係団体の仕組みと活動 犯罪防止のためや被害に遭った場合の利用 地域の犯罪防止活動への参加・協力
		地域・社会における自分たちの責任と役割	犯罪防止のための学校の役割 職場、家庭、地域の人々の役割 適切な情報の収集 犯罪防止における自分たちの責任と役割

学級活動等における安全指導の目標・内容例（小学校）

交通安全

区分	目標	小項目	内容（小学校）
道路の歩行と横断及び交通機関の利用	道路の構造や利用のきまり、道路における様々な危険について理解し、安全な歩行ができるようにする	道路の役割通行区分と安全	低　道路の構造や利用のきまり、安全な歩行の仕方 中　道路の通行区分の意味と安全な歩行と飛び出しの危険 高　道路の通行区分の意味と安全な歩行と飛び出しの危険
		通学路の安全	低　通学路の安全な歩行の仕方（誘拐等の犯罪防止を含む） 中　通学路やスクールゾーンの意味と危険防止 高　通学路の交通事情と下級生の世話
		交差点の歩行や道路の横断	低　道路を横断するときに手をあげるなど運転者への合図の仕方 中　信号を守ることの意味と交差点の安全な横断の仕方 高　交差点で左折・右折してくる車の危険と安全な横断の仕方
		気象や交通環境の変化と安全	低　雨や雪の日の安全な歩行の仕方 中　道路の凍結、強風時の安全な行動の仕方 高　薄暮や夜間の安全な歩行の仕方（明るい服装や反射材の効果）
		集団歩行時の安全	低　安全な集団歩行の仕方 中　集団で歩行するときの交通の危険 高　道路事情による危険と安全な歩行（交通量の多い道路、歩車道の区別のない道路等）
		踏切など鉄道での安全	低　踏切での安全な待ち方、安全確認の仕方、渡り方 中　踏切事故の原因と非常ボタンの取扱い方 高　踏切事故の原因と非常ボタンの取扱い方
		幼児や高齢者及び障がいのある人々の保護	低　白杖や展示ブロック等の意味 中　幼児・高齢者・身体に障がいのある人々の交通場面における行動の特性 高　幼児・高齢者・身体に障がいのある人々の安全な通行のための保護の仕方
		公共交通機関利用時の事故と安全な行動	低　公共交通機関の安全な利用の仕方 中　公共交通機関の安全な利用の仕方 高　公共交通機関利用時の事故の原因と安全な行動の仕方
自転車の安全な利用と点検・整備	自転車の安全な利用・点検や整備について理解を深め、交通の規則・約束等を守って安全な乗車ができるようにする	自転車の安全な利用とヘルメットの着用	低　体に合った自転車と安全な練習場所及びヘルメット着用 中　自転車の正しい乗り方と乗ってはいけない場合及びヘルメット着用 高　歩行者及び他の車両に対する事故、ヘルメットの効果と着用
		自転車の安全な走行	低　自転車に乗ってよい場所 中　自転車の通る所と安全な走行の仕方 高　交差点の通行の仕方と雨天や夜間の安全な走行の仕方
		自転車による交通事故（自損事故・加害事故）の防止	低　自転車乗車中に起こる事故 中　加害事故及び自損事故の状況・原因と事故防止 高　加害事故の責任と補償
		自転車の集団走行時の安全	中　並進・不適切な車間距離の危険性 高　集団走行の危険と安全な走行の仕方
		自転車の点検・整備	低　自転車の簡単な点検と手入れ 中　自転車の各部の名称と働き及び点検と手入れ 高　定期的・乗車前の点検の仕方
		自転車に関係のある交通法規と歩行者の保護	低　自転車に関係する規則 中　自転車に関係のある道路標識と道路標示 高　自転車に関係する基本的な交通法規
		正しい駐輪の仕方	低　正しい駐輪の仕方 中　正しい駐輪の仕方 高　歩行者の安全と正しい駐輪の仕方
二輪車・自動車の特性と心得	二輪車・自動車の特性について理解し、道路の安全な歩行や安全な走行ができるようにする	自動車の種類による事故の特徴と安全	低　車両の事故の特徴と安全な行動の仕方 中　車両の事故の特徴と安全な行動の仕方 高　車両の車種による事故の特徴と安全な行動の仕方
		自動車の構造・機能と安全	低　死角と内輪差 中　自動車の種類による死角と内輪差 高　自動車の速度と停止距離
		シートベルトの着用	低　シートベルトの着用 中　シートベルトの着用とその効果 高　シートベルトの着用とその効果
		雨天や夜間の危険	低　夕方や夜間の運転者からの見え方と安全な行動の仕方 中　悪天候や夜間での車両の動きの特徴と安全な行動の仕方 高　雨や雪の制動距離の違いと安全な行動の仕方
		運転免許制度	
交通事故防止と安全な生活	地域の交通安全に関する諸機関や団体が行っている対策や活動を理解し、安全な交通社会を築くために、積極的に参加できるようにする	交通安全に関する機関や団体の活動	低　交通安全にかかわる人々と施設の利用の仕方 中　交通安全に関する機関や団体の仕組みと施設の利用の仕方 高　地域の交通安全活動の理解と参加
		救急施設と救急体制	低　地域の救急施設や救急体制 中　交通事故が起きたときの通報の仕方 高　交通事故が起きたときの対応の仕方
		安全な交通社会づくりにおける責任と役割	低　家庭での交通安全 中　学校での交通安全 高　地域の交通安全と小学生の責任と役割

学級活動等における安全指導の目標・内容例（中学校）

交通安全

区分	目標	小項目	内容（中学校）
道路の歩行と横断及び交通機関の利用	道路の構造や利用のきまり、道路における様々な危険について理解し、安全な歩行ができるようにする	道路の役割通行区分と安全	道路施設とその役割の理解 信号の意味や標識・標示の種類と意味の理解
		通学路の安全	通学路やスクールゾーンの設置の意味 道路条件や交通環境の変化に応じた安全な通学の仕方（犯罪防止を含む） 車両の動きと安全確認
		交差点の歩行や道路の横断	交差点の正しい横断の仕方 交差点を横断するときの予測と安全確認の仕方
		気象や交通環境の変化と安全	歩行者の心理とその理解 薄暮や夜間の好通の危険と安全な歩行の仕方（明るい服装・反射材の効果） 雨、降雪、道路の凍結、強風時の交通の危険と安全な歩行の仕方
		集団歩行時の安全	隊形や集団心理などによる集団歩行時の交通の危険 道路事情による危険と安全な歩行、横断の仕方 集団で歩行するときのリーダーや一人一人の心構え
		踏切など鉄道での安全	踏切等の安全確認と非常ボタンの取扱い 架線接触、軌道立ち入りや妨害の危険 駅ホームでの転落の危険と事故防止
		幼児や高齢者及び障がいのある人々の保護	白杖や点字ブロック等の理解 幼児、児童、高齢者や身体に障がいのある人々の行動の特性の理解と保護及び介助
		公共交通機関利用時の事故と安全な行動	交通機関利用時の事故の現状とその原因の理解と安全な行動 交通機関利用時のマナー（迷惑行為・危険行為とは）
自転車の安全な利用と天譴・整備	自転車の安全な利用・点検や整備について理解を深め、交通の規則・約束等を守って安全な乗車ができるようにする	自転車の安全な利用とヘルメットの着用	中学生に多い自転車事故の特徴 自転車の安全な利用の仕方（遊び方等基本的な事項）
		自転車の安全な走行	自転車専用道路、車道、歩道通行許可等の通行区分 道路条件や交通環境に応じた安全な走行の仕方
		自転車による交通事故（自損事故・加害事故）の防止	自転車事故の状況・原因と事故防止（反射材の効果等） 事故の発生とその対応 加害事故の責任と補償制度
		自転車の集団走行時の安全	単独走行の場合と集団走行の場合の危険の違い 集団の編成の仕方とリーダー・班員の心得等安全な集団走行の仕方
		自転車の点検・整備	自転車の各部の名称と働き及び選び方 乗車前の点検箇所と点検の仕方 定期の点検箇所と点検内容及び点検の仕方
		自転車に関係のある交通法規と歩行者の保護	自転車に関する基本的な交通法規の理解 自転車に関係する道路標識と道路標示等道路交通法に定められている関係事項の理解
		正しい駐輪の仕方	違法駐輪・迷惑駐輪の現状と問題点 秩序ある駐車と施錠、防犯登録等の必要性と放置、盗難等の防止
二輪車・自動車の特性と心得	二輪車・自動車の特性について理解し、道路の安全な歩行や安全な走行ができるようにする	自動車の種類による事故の特徴と安全	原動機付自転車や自動二輪車の事故の特徴と安全な行動の仕方 自動車の事故の特徴と安全な行動の仕方
		自動車の構造・機能と安全	自動車の種類による死角・内輪差 自動車の速度と停止距離及び前照灯の照射距離
		シートベルトの着用	交通事故が発生した場合の被害軽減効果 着用の仕方・着用の意味 ヘルメット・シートベルト・エアバッグの効用
		雨天や夜間の危険	雨や雪の日の自動車の停止距離 夕方や夜間の自動車の危険（視認距離の低下、眩惑現象、蒸発現象） 悪天候時や夜間の安全な行動の仕方
		運転免許制度	運転免許制度の意義・運転免許の種類・内容及び取得年齢 運転者の義務と責任と補償
活交通事故防止と安全な生	地域の交通安全に関する諸機関や団体が行っている対策や活動を理解し、安全な交通社会を築くために、積極的に参加できるようにする	交通安全に関する機関や団体の活動	国や地方公共団体の仕組みと施策 地域の関係機関や関係団体の仕組みと活動 地域の交通安全活動への中学生としての参加の在り方
		救急施設と救急体制	地域の救急施設、救急体制の理解 交通事故が起きたときの応急手当と措置
		安全な交通社会づくりにおける責任と役割	交通事故防止のための学校の役割 交通安全活動における自分たちの責任と役割

学級活動等における安全指導の目標・内容例（小学校）

災害安全

区分	目標	小項目	内容（小学校）
災害時の安全	火災のときに起こりやすい危険な状況を理解し、適切な行動ができるようにする	火災のときの危険	低　火のまわり方と煙の危険 中　火災の原因と危険 高　火災が発生したときの心構え
		火災の状況に応じた安全な行動	低　火のまわり方と煙に対する行動の仕方 中　火災情報に基づいた判断と安全な行動 高　安全な行動の要素
		避難経路・避難場所の確認と避難や誘導の仕方	低　避難の仕方と方法 中　避難場所の確認 高　様々な場面に応じた避難の仕方
地震災害時の安全	地震発生の場合、危険な行動に走りやすいことを理解し、安全な行動ができるようにする	地震のときに起こる危険を理解し、安全に行動できるようにする	低　地震のときの危険 中　地震情報に基づいた判断と安全な行動 高　地震のときの危険に対する心構え
		避難経路・避難場所の確認と避難や誘導の仕方	低　安全な避難の仕方 中　安全な避難場所の確認 高　様々な場面に応じた避難の仕方
		津波による危険と避難の仕方	低　安全な避難場所の確認と避難の仕方 津波による危険 中　津波情報の収集の仕方 高　様々な場面に応じた避難の仕方
火山災害時の安全	火山災害が発生した場合の危険を理解し、安全な行動ができるようにする	火山活動による危険と避難の仕方	低　安全な避難場所の確認と避難の仕方 火山活動による危険 中　火山情報の収集の仕方 高　様々な場面に応じた避難の仕方
気象災害時の安全	風水害、豪雪は登下校時の道路環境を変えることがあることを理解し、危険を的確に判断し、安全な行動ができるようにする	風水害等による危険と安全な行動の仕方	低　風水害のときの安全な登下校の仕方 中　風水害のときの危険 高　風水害のときの安全な行動の仕方
		豪雪、雪崩等による危険と安全な行動の仕方	低　豪雪のときの安全な登下校の仕方 中　豪雪、雪崩のときの危険 高　豪雪、雪崩のときの安全な行動の仕方
		落雷による危険と安全な行動の仕方	低　登下校中の落雷による危険 中　落雷からの身の守り方 高　落雷に遭わない行動の仕方
原子力災害時の安全	放射線による事故の危険について理解し、安全な行動ができるようにする	放射線による身体への影響や健康被害	低　目に見えない危険 中　身近にある放射線 高　放射線による身体への影響と健康被害
		放射線による健康被害の防止や避難の仕方	低　安全な避難の仕方 中　避難経路や避難場所の確認 高　正しい情報の入手の仕方
		地域・社会生活における放射線事故の防止対策	
		放射線による健康被害の防止と個人や社会の責任	低　放射線の存在 中　放射線の使われ方 高　放射線の安全対策への理解
避難所の安全と役割	災害発生時における避難所の役割とそこでの生活を理解し、安全な行動ができるようにする	災害発生状況と避難所の意義と相互扶助	低　避難所での安全な生活 中　災害発生時の避難所の役割 高　避難所の生活と自分の役割
災害の備えと安全な生活	災害安全に関する意識を高めるために、防災避難訓練等の学校行事の意義を理解し、積極的に参加できるようにする	災害安全に関する学校行事等の意義の理解と積極的な参加	低　防災避難訓練等への参加の仕方 中　災害安全に関する学校行事への積極的参加 高　災害安全等に関する学校行事の意義と理解
		児童会活動による自主的活動への参加	高　災害安全に関する児童会活動の内容
		地域社会における防災に関する活動への参	低　家庭での防災 中　学校での防災 高　地域における防災に関する活動の理解と参加

学級活動等における安全指導の目標・内容例（中学校）

災害安全

区分	目標	小項目	内容（中学校）
災害時の安全	火災のときに起こりやすい危険な状況を理解し、適切な行動ができるようにする	火災のときの危険	火災の原因と危険 火災に対する心構え
		火災の状況に応じた安全な行動	有害な煙に対する行動の仕方 火災の特性 救助器具の使い方と初期消火の仕方
		避難経路・避難場所の確認と避難や誘導の仕方	避難経路、避難場所の確認 様々な場面に応じた避難の仕方
地震災害時の安全	地震発生の場合、危険な行動に走りやすいことを理解し、安全な行動ができるようにする	地震のときに起こる危険を理解し、安全に行動できるようにする	地震発生のメカニズム 地震のときに発生する様々な危険（家屋の倒壊、地割れ、山崩れ、液状化、陥没、落下物） 正しい情報の入手 緊急地震速報への対応 パニック防止と安全な行動 地震災害への家庭での備え
		避難経路・避難場所の確認と避難や誘導の仕方	地震に応じた避難経路と避難場所の確認 様々な場面に応じた避難の仕方
		津波による危険と避難の仕方	津波による危険 津波警報と避難の仕方
火山災害時の安全	火山災害が発生した場合の危険を理解し、安全な行動ができるようにする	火山活動による危険と避難の仕方	火山活動（火砕流、噴石、降灰、溶岩流、火山ガス）のメカニズムとその危険 火山情報と避難の仕方
気象災害時の安全	風水害、豪雪は登下校時の道路環境を変えることがあることを理解し、危険を的確に判断し、安全な行動ができるようにする	風水害等による危険と安全な行動の仕方	風水害のときの危険（落下物、電線の切断や倒木、増水による河川の変化、土砂崩れ、河川の崩壊や橋の流失） 風水害情報と避難の仕方
		豪雪、雪崩等による危険と安全な行動の仕方	豪雪時の交通安全 屋根等からの落雪 地吹雪時の危険
		落雷による危険と安全な行動の仕方	落雷しやすい気象条件 校庭・プール等校舎外での危険 登下校中による危険 落雷に遭わない安全な行動
原子力災害時の安全	放射線による事故の危険について理解し、安全な行動ができるようにする	放射線による身体への影響や健康被害	身近にある放射線 目には見えない危険と身体への影響と健康被害
		放射線による健康被害の防止や避難の仕方	健康被害の内容と防止 放射線事故に応じた避難の仕方 避難経路と避難場所の確認
		地域・社会生活における放射線事故の防止対策	放射線による原子力災害と安全対策 モニター制度の仕組みとそのかかわり
		放射線による健康被害の防止と個人や社会の責任	情報の収集の仕方 防災訓練への参加
避難所の役割と安全	災害発生時における避難所の役割とそこでの生活を理解し、安全な行動ができるようにする	災害発生状況と避難所の意義と相互扶助	災害発生時の避難所の意義と役割 避難所での生活 自主的な組織活動の必要性と相互扶助 ボランティア活動への参加
災害の備えと安全な生活	災害安全に関する意識を高めるために、防災避難訓練等の学校行事の意義を理解し、積極的に参加できるようにする	災害安全に関する学校行事等の意義の理解と積極的な参加	災害安全に関する学校行事の意義の理解 防災避難訓練等行事への参加
		児童会活動による自主的活動への参加	災害安全に関する生徒会活動の内容
		地域社会における防災に関する活動への参加	地域における防災に関する活動への参加（防災訓練、救急法、応急手当、災害時のボランティア活動） 家庭における防災に関する積極的なかかわり（点検・整備、防災備品の整理） 家庭における避難場所や連絡方法及び登下校の安全

児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目（例）

Ⅰ　学校において取組むべき事項

１　日常の安全確保

点検項目	措置状況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
（教職員の共通理解と校内体制） (1) 児童生徒の安全確保に関し、教職員の共通理解と校内体制について、次のような方法により整備されているか。			
①日ごろから職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換、意見交換を行うなどにより共通理解を深め、教職員一人一人が学校の安全管理について意識の向上を図っている。			
②児童生徒の安全確保のため、教職員の具体的な役割分担や関係機関への連絡体制を定めた危機管理マニュアル等を作成するなどして、校内体制の整備を図っているか。			
（来訪者の確認） (2) 学校への来訪者が確認できるよう次のような措置を講じているか。			
①立て札や看板等による案内・指示を行ったり、入口や受付を明示している。			
②登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定している。			
③来訪者にリボンや名札等を着用させて、識別が可能なようにしたり、来訪者に声かけ等をして身元の確認を行うなどして、外部からの人の出入りの確認を行っている。			
（不審者情報に係る関係機関等との連携） (3) 学校周辺等における不審者等の情報について、次のような方法により把握できる体制をとっているか。			
①日ごろから警察等の関係機関、ＰＴＡや地域住民等と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。			
②近接する学校や保育所等との間で情報を提供しあう体制をとっている。			
（始業前や放課後における安全確保の体制） (4) 始業前や放課後における安全確保のための教職員の具体的な役割分担（校内巡回等）を定め、児童生徒の状況を把握しているか。			
（授業中、昼休みや休憩時間等における安全確保の体制） (5) 授業中、昼休みや休憩時間等における安全確保のため、教職員等による校内巡回等を行っているか。			

（登下校時における安全確保の体制）

(6) 登下校時において、児童生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。

①児童生徒に対し定められた通学路を通って登下校するよう指導している。			
②通学路において人通りが少ないなど、児童生徒が登下校の際に注意を払うべき箇所をあらかじめ把握し、例えば、マップを作成して、児童生徒、保護者に周知するなどして注意喚起している。			
③登下校時等に万一の場合、交番や「子ども１１０番の家」等の児童生徒が緊急避難できる場所を児童生徒一人一人に周知している。			
④児童生徒に対し、登下校時等に万一の事態が発生した場合の対処法（大声を出す、逃げる等）を指導している。			

（校外学習や学校行事における安全確保の体制）

(7) 校外学習や学校行事において、児童生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。

①事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十分確認している。			
②児童生徒に対する事前の安全指導が十分行われている。			
③万一の事態が発生した場合の連絡方法等をあらかじめ定めている。			

（安全に配慮した学校開放）

(8) 学校開放（夜間・休日開放を含む）に当たって、次のような措置を講じ、安全への配慮を行っているか。

①学校開放時における開放部分と非開放部分との区別を明確に示し、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策（施錠等）を講じている。			
②学校開放時の安全確保について、ＰＴＡや地域住民等による学校支援のボランティアの積極的な協力を得ている。			

（学校施設面における安全確保）

(9) 学校施設面で、次のような安全確保策を講じているか。

①校門、囲障、外灯（防犯ライト等）、校舎の窓、出入口等の破損、鍵の状況の点検・補修を行っている。			
②警報装置（警報ベル、ブザー等）、防犯監視システム、通報機器（校内緊急通信システム、警察や警備会社との連絡システム等）等を設置している場合、作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡体制の確認を行っている。			
③死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置場、駐車場や隣接建物からの侵入の可能性について確認を行っている。			

２　緊急時の安全確保

点検項目	措置状況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
（不審者情報がある場合の連絡等の体制） (10)学校周辺等における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制が整備されているか。			
①警察にパトロール等の実施を要請するなど速やかに警察との連携を図る。			
②緊急時の児童生徒の登下校の方法について、あらかじめ対応方針を定めている。			
③児童生徒の安全生徒のため、ＰＴＡや地域住民等による学校支援ボランティアから学校内外の巡回等の協力を得る。			
（不審者の立入りなど緊急時の体制） (11)学校内に不審者が立ち入っているなど緊急時に備え、次のような体制が整備されているか。			
①直ちに校長、教頭又は他の教職員に情報が伝達され、児童生徒への注意喚起、避難誘導や教職員による応急手当等、教職員が児童生徒の安全を第一に考えた対応のできる体制（役割分担）を整えている。			
②警察、消防署等の関係機関や教育委員会等に対して、直ちに通報がなされる体制（役割分担）を整えている。			
③緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や、児童生徒の避難訓練等が実施されている。			
④警備員を配置している場合、巡回パトロールが効果的に行われ、緊急時に短時間で対応できる体制を整えている。			

Ⅱ　家庭や地域社会の協力を得て取組むべき事項

１　日常の安全確保

点検項目	措置状況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
（家庭への働きかけ） (1) 不審者情報の警察、学校等への速やかな伝達が行われるよう、また、児童生徒が犯罪や事故の被害から自分の身を守るため、危険な場所の確認や屋外での行動に当たって注意すべき事項を家庭で具　体的に話し合うよう働きかけが行われているか。			

（学校外の安全確保のための地域の関係団体における取組） (2) 学校外の安全確保のため、ＰＴＡ、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体の協力を得て、学区内の人通りの少ない場所等危険個所の点検や「声かけ運動」等の取組が行われているか。			
（登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための地域の関係団体における取組） (3) 登下校時、授業中、学校開放時等の安全確保のため、ＰＴＡ、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下、通学路の安全点検、登下校時、授業中、放課後、学校開放時等における学校内外の巡回等の取組が行われているか。			
(4) 登下校時等に万一の場合、児童生徒が緊急避難できる「子ども１１０番の家」等の地域のボランティアの体制がとられているか。			

２　緊急時の安全確保

点検項目	措置状況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
(5) 学校周辺や学区内等で不審者等の情報がある場合には、次のような取組を行う体制がとられているか。			
①ＰＴＡ，自治会、青少年教育団体の関係団体との連携・協力の下、各家庭や地域への注意喚起、授業中や放課後等における学校内や周辺、学区内の巡回、集団登下校への同伴等の取組が行われる体制がとられている。			
②学校や関係機関等からの注意依頼の文書等が、各家庭に配布されたり、地域に掲示されたりするなど速やかに周知される体制がとられている。			